

一般社団法人中部日本整形外科災害外科学会

功労会員・名誉会員推薦規則

第1条 この規則は、一般社団法人中部日本整形外科災害外科学会 定款第6条に基づき、功労会員・名誉会員の推薦基準について定めるものとする。

第2条 定款第6条第4号の「別に定める推薦規則」は次のとおりとする。

- (1) 年齢65歳以上の評議員経験者
 - (2) 20年以上本会又はこれに準ずる会より転入の正会員である者
 - (3) 理事会で適格と認められた者
- 2 前年度の4月2日から当該年度4月1日までに65歳に達した者を春の学会で推薦し承認する。

第3条 定款第6条第5号の「別に定める推薦規則」は次のとおりとする。

- (1) 年齢70歳以上
 - (2) 本学会の会長経験者又はこれに準ずる貢献をした者
 - (3) 理事会で適格と認められた者
 - (4) 会長以外に推薦者がいること
- 2 前年度の4月2日から当該年度4月1日までに70歳に達した者を春の学会で推薦し承認する。

第4条 この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

附則 この規則は、平成29年3月1日から施行する。